

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称:

製品名称: 0.1M 塩酸 (容量分析用)

製品番号(SDS NO): D002600-2

供給者情報詳細

供給者: 国産化学株式会社

住所: 東京都中央区日本橋本町3丁目1番3号

担当部署: 品質保証部

電話番号: 045-328-1715

FAX: 045-328-1716

e-mail address: cs@kokusan-chem.co.jp

緊急連絡先: 国産化学株式会社 横浜事業所 神奈川県横浜市西区北幸2-8-29

2. 危険有害性の要約

製品のGHS分類、ラベル要素

GHS分類

(注)記載なきGHS分類区分: 該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

GHSラベル要素

絵表示なし

注意喚起語なし

3. 組成及び成分情報

混合物/単一化学物質の選択:

混合物

化学的特定名: 塩化水素水溶液

成分名	含有量(%)	CAS No.	化審法番号	化学式
塩化水素	0.1 mol/L (約 0.4%)	7647-01-0	1-215	ClH
水	(約 99.6%)	7732-18-5	-	H ₂ O

危険有害成分

安衛法「表示すべき有害物」該当成分

塩化水素

安衛法「通知すべき有害物」該当成分

塩化水素

4. 応急措置

応急措置の記述

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合: 医師の診断/手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

急性症状及び遅延性症状の最も重要な徴候症状

(塩化水素)

吸入: 腐食性。灼熱感、咳、息苦しさ、息切れ、咽頭痛。症状は遅れて現れることがある。

皮膚: 重度の皮膚熱傷、痛み。

眼: 腐食性。痛み、かすみ眼、重度の熱傷。

応急措置をする者の保護

救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項

肺水腫の症状は2~3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。

5. 火災時の措置**消火剤****適切な消火剤**

周辺設備に適した消火剤を使用する。

この製品自体は燃焼しない。

特有の危険有害性

火災によって刺激性、有毒及び/又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

消火を行う者への勧告**特有の消火方法**

関係者以外は安全な場所に退去させる。

霧状水により容器を冷却する。

消火を行う者の保護

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

6. 漏出時の措置**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**

関係者以外は近づけない。

回収が終わるまで十分な換気を行う。

適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項

上水源、河川、湖沼、海洋、地下水に漏洩しないようにする。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

漏れた液またはこぼれた液は、対腐食性の密閉容器に集める。

残留分は注意深く集め、安全な場所へ移す。

二次災害の防止策

汚染箇所を水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意**取扱い****局所排気、全体換気**

排気/換気設備を設ける。

注意事項

皮膚に触れないようにする。

眼に入らないようにする。

安全取扱注意事項

保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用すること。

指定された個人用保護具を使用すること。

取扱い後は手、汚染箇所をよく洗う。

取扱中は飲食、喫煙してはならない。

配合禁忌等、安全な保管条件**適切な保管条件**

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

涼しいところに置き、日光から遮断すること。

8. ばく露防止及び保護措置**管理指標**

管理濃度データなし

許容濃度

(塩化水素)

日本産衛学会(2014) (最大値) 2ppm; 3.0mg/m³

(塩化水素)

ACGIH(2000) STEL: 上限値 2ppm (上気道刺激)

ばく露防止**設備対策**

排気/換気設備を設ける。

洗眼設備を設ける。

手洗い/洗顔設備を設ける。

保護具**呼吸用保護具**

換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用する。

眼の保護具

側面シールド付安全メガネまたは化学品用ゴーグルを着用する。

衛生対策

眼、皮膚、衣類につけないこと。

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗う。

9. 物理的及び化学的性質**基本的な物理的及び化学的性質に関する情報****物理的状态**

形状：液体

色：無色透明

臭い：無臭～わずかに刺激臭

pH：酸性

物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

初留点/沸点：知見なし

融点/凝固点：知見なし

引火点：知見なし

蒸気圧：知見なし

相対蒸気密度(空気=1)：(塩化水素 1.27)

比重/密度：知見なし

溶解度

水に対する溶解度：混和する
n-オクタノール／水分配係数：log Pow(塩化水素 0.25)

10. 安定性及び反応性

化学的安定性

通常の保管条件/取扱い条件において安定である。

危険有害反応可能性

各種の金属と反応して可燃性/爆発性の気体(水素)を発生する。

酸性であり、塩基と激しく反応する。

酸化剤と反応し、有毒なガス(塩素)を生成する。

避けるべき条件

熱、混触危険物質との接触。

混触危険物質

塩基、酸化性物質、還元性物質、可燃性物質、金属

危険有害な分解生成物

水素、塩素、塩化水素

11. 有害性情報

毒性学的影響に関する情報

急性毒性

急性毒性(経口)

[日本公表根拠データ]

(塩化水素)

rat LD50 =238 mg/kg (SIDS, 2009)

急性毒性(吸入)

[日本公表根拠データ]

(塩化水素)

gas : rat LC50=1411 ppm/4hr (SIDS, 2009)

労働基準法: 疾病化学物質

塩化水素

局所効果

皮膚腐食性・刺激性

[日本公表根拠データ]

(塩化水素)

ラビット/マウス/ラット/ヒト 腐食性 (SIDS, 2009)

眼に対する重篤な損傷・刺激性

[日本公表根拠データ]

(塩化水素)

ラビット 腐食性 (SIDS, 2002)

感作性

呼吸器感作性

[日本公表根拠データ]

(塩化水素) cat.1; 日本職業・環境アレルギー学会

生殖細胞変異原性データなし

発がん性

(塩化水素)

IARC-Gr.3 : ヒトに対する発がん性については分類できない

(塩化水素)

ACGIH-A4(2000) : ヒト発がん性因子として分類できない

催奇形性データなし

生殖毒性データなし

特定標的臓器毒性(単回/反復ばく露)データなし

吸引性呼吸器有害性データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生毒性

水生毒性(急性)成分データ

[日本公表根拠データ]

(塩化水素)

甲殻類(オオミジンコ) EC50=0.492mg/L/48hr (SIDS, 2005)

水溶解度

(塩化水素)

67 g/100 ml (30 C) (ICSC, 2000)

残留性・分解性データなし

生体蓄積性

(塩化水素)

log Pow=0.25 (ICSC, 2000)

土壌中の移動性データなし

オゾン層破壊物質データなし

13. 廃棄上の注意

廃棄物の処理方法

廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行なって危険有害性のレベルを低い状態にする。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

容器は清浄して関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する事。

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

番号：1789

品名(国連輸送名)：

塩酸

国連分類(輸送における危険有害性クラス)：8

容器等級：II/III

指針番号：157

特別規定番号：223(III); A3; A803

バルク輸送におけるMARPOL条約附属書II 改訂有害液体物質及びIBCコード

有害液体物質(Z類)

塩化水素

有害でない物質(OS類)

水

15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令

毒物及び劇物取締法に該当しない。

労働安全衛生法

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

名称表示危険/有害物

塩化水素

名称通知危険/有害物

塩化水素

有害物ばく露作業報告対象物質(平成29年対象・30年報告)

塩化水素

化学物質管理促進(PRTR)法に該当しない。

消防法に該当しない。

化審法に該当しない。

大気汚染防止法

ばい煙

有害物質(政令第1条)

塩化水素

特定物質(政令第10条)

塩化水素

船舶安全法

腐食性物質 分類8

航空法

腐食性物質 分類8

水質汚濁防止法

指定物質

塩化水素

法令番号 5

適用法規情報

海洋汚染防止法:有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

港則法:その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」

輸出貿易管理令別表第1の16の項

輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)

労働基準法:疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

参考文献

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, (5th ed., 2013), UN

Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 19th edit., 2015 UN

Classification, labelling and packaging of substances and mixtures (table3-1 ECNO6182012)

2012 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK(US DOT)

2017 TLVs and BEIs. (ACGIH)

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>

JIS Z 7253 (2012年)

JIS Z 7252 (2014年)

2016 許容濃度等の勧告(日本産業衛生学会)

Supplier's data/information

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。

ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データです。